

【 時 間 単 位 年 休 の 付 与 に 関 す る 協 定 】

N P O 法 人 ア ヴ ェ ニ ー ル （ 以 下 「 会 社 」 と い う ）
は 、 就 業 規 則 第 19 条 第 6 項 に 定 め る 時 間 単 位 で 付
与 す る 年 次 有 給 休 暇 の 付 与 に 関 し 、 次 の 通 り の 労 使
協 定 （ 以 下 「 本 協 定 」 と い う ） を 締 結 す る 。

第 1 条 会 社 は 、 本 協 定 の 定 め る と こ ろ に よ り 、 時
間 単 位 年 休 を 付 与 す る 。

第 2 条 時 間 単 位 年 休 付 与 の 対 象 従 業 員 は 、 す べ て
の 従 業 員 と す る 。

第 3 条 時 間 単 位 年 休 付 与 の 対 象 と な る 年 次 有 給 休
暇 の 日 数 は 、 各 年 度 に お い て 各 従 業 員 に 付 与 さ れ て
い る 年 次 有 給 休 暇 （ 前 年 度 未 消 化 の 年 次 有 給 休 暇 を
含 む ） の う ち 、 5 日 以 内 と す る 。

第 4 条 時 間 単 位 年 休 付 与 の 対 象 と な る 年 次 有 給 休
暇 1 日 の 時 間 数 は 、 当 該 従 業 員 の 所 定 労 働 時 間 数 を
1 時 間 単 位 で 切 り 上 げ た 時 間 数 （ 例 え ば 、 所 定 労 働
時 間 が 8 時 間 の 者 に つ い て は 8 時 間 、 所 定 労 働 時 間
が 2 時 間 30 分 の 者 に つ い て は 3 時 間 ） と す る 。

第 5 条 時 間 単 位 年 休 は 、 1 時 間 単 位 で 付 与 す る 。

第 6 条 従 業 員 が 時 間 単 位 年 休 を 取 得 し よ う と す る
と き は 、 取 得 し よ う と す る 日 の 前 日 ま で に 会 社 所 定
の 様 式 の 申 請 書 を も っ て 申 請 す る も の と す る 。

2 会 社 は 、 そ の 事 業 の 正 常 な 運 営 を 妨 げ な い 限 り 、
前 項 の 申 請 を 承 認 し 、 申 請 書 に 記 載 さ れ た 通 り の 時
間 単 位 年 休 を 付 与 す る 。

3 会 社 は 、 第 1 項 の 申 請 に 従 っ て 時 間 単 位 年 休 を
付 与 す る こ と に よ り 、 そ の 事 業 の 正 常 な 運 営 を 妨 げ
る と 判 断 す る と き は 、 そ の 時 季 を 変 更 す る こ と が で
き る 。

第 7 条 本 協 定 の 時 間 単 位 年 休 に 対 し て 支 払 わ れ る
賃 金 額 は 、 所 定 労 働 時 間 労 働 し た 場 合 に 支 払 わ れ る
通 常 の 賃 金 の 1 時 間 当 た り の 額 に 、 取 得 し た 時 間 単
位 年 休 の 時 間 数 を 乗 じ た 額 と す る 。

第 8 条 本 協 定 の 有 効 期 間 は 、 令 和 6 年 1 0 月 1 日
か ら 1 年 間 と す る 。

平 成 6 年 1 0 月 1 日

N P O 法 人 ア ヴ ェ ニ ー ル

理 事 長 野 中 ひ と み